

令和元年度 大東市教育委員会 10月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和元年10月18日（金） 午前10時00分～午前10時30分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（17名）

- ・学校教育部長 澤田 芳彦
- ・学校教育部指導監 岡本 功
- ・生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・学校教育部学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・福祉・子ども部子ども室課長 杉谷 明子
- ・福祉・子ども部子ども室上席主査 川邊 幸秀
- ・学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委報告第1号
大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分について
- 日 程 第 3 教委報告第2号
大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について
- 日 程 第 4 教委議案第34号
大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 5 一般業務報告

7. 議案書

教委報告第1号

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和46年教委規則第5号）第3条第2項の規定により、令和元年9月27日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和元年10月18日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

理 由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が令和元年10月1日から施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、大東市議会9月定例会に提案した大東市立幼稚園条例の一部改正に係る条例の公布後、早急に所要の改正を行う必要があったため。

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

令和元年9月27日

教委規則第3号

大東市立幼稚園条例施行規則（昭和46年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第4条第1項中「支給認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する「支給認定」）を「教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定）」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第11条中「保育料又は」を削る。

第14条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第17条中「午後4時」を「午後6時」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市立幼稚園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

大東市立幼稚園条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 （略） （入園の決定等）</p> <p>第4条 入園の内定の通知を受けた保護者は、<u>教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。以下同じ。）</u>を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けた保護者に対して、幼稚園の入園に係る重要事項を記載した文書を交付し、幼稚園の入園についての説明をしなければならない。</p> <p>3 委員会は、幼稚園の入園に係る重要事項について、<u>教育・保育給付認定</u>を受けた保護者の同意があったときは、当該<u>教育・保育給付認定</u>に係る幼児の入園を許可するものとし、速やかに入園許可書（様式第2号）を交付しなければならない。</p> <p><u>第5条 削除</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号。<u>以下「条例」という。</u>）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 （略） （入園の決定等）</p> <p>第4条 入園の内定の通知を受けた保護者は、<u>支給認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条に規定する「支給認定」をいう。以下同じ。）</u>を受けなければならない。</p> <p>2 委員会は、<u>支給認定</u>を受けた保護者に対して、幼稚園の入園に係る重要事項を記載した文書を交付し、幼稚園の入園についての説明をしなければならない。</p> <p>3 委員会は、幼稚園の入園に係る重要事項について、<u>支給認定</u>を受けた保護者の同意があったときは、当該<u>支給認定</u>に係る幼児の入園を許可するものとし、速やかに入園許可書（様式第2号）を交付しなければならない。</p> <p><u>（保育料）</u></p> <p><u>第5条 条例第7条第1号の規則で定める額は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 園児の保護者（以下「保護者」という。）又は扶養義務者は、毎月の保育料をその月の末日（12月及び3月にあつては25日）までに納付しなければならない。</u></p>

第5条の2 ～ 第10条 (略)

(督促)

第11条 委員会は、通園バス使用料を期限までに納付しない者があるときは、これを督促して速やかに完納させるように努めなければならない。

第12条・第13条 (略)

(出席停止等)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

第15条・第16条 (略)

(保育終始の時刻)

第17条 保育終始の時刻は、午前8時から午後6時までの間で園長がこれを定める。

第18条 ～ 第32条 (略)

3 月の中途において休園又は退園した場合の保育料は、当該月分の全額を納付しなければならない。

4 保護者又は扶養義務者は、園児が疾病又は特別な理由により月のうち1日も出席しないときは、その月の保育料を納付することを要しない。

第5条の2 ～ 第10条 (略)

(督促)

第11条 委員会は、保育料又は通園バス使用料を期限までに納付しない者があるときは、これを督促して速やかに完納させるように努めなければならない。

第12条・第13条 (略)

(出席停止等)

第14条 (略)

2 (略)

3 委員会は、保護者が保育料を3か月分滞納したときは、退園を命じることができる。

4 (略)

第15条・第16条 (略)

(保育終始の時刻)

第17条 保育終始の時刻は、午前8時から午後4時までの間で園長がこれを定める。

第18条 ～ 第32条 (略)

別表 (第5条関係)

<u>階層</u>	<u>幼児の属する世帯</u>	<u>保育料の月額 (1人につき)</u>
<u>区分</u>		<u>き</u>

		<u>4歳児</u>	<u>5歳児</u>
<u>A</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下この表において「被保護者」という。）が支給認定保護者である世帯</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
<u>B</u>	<u>所得割課税額非課税世帯又は子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下この表において「令」という。）第4条第1項第4号に規定する養育里親等（以下この表において「養育里親等」という。）が支給認定保護者である世帯（被保護者が支給認定保護者である世帯を除く。）</u>	<u>2,300円</u>	<u>2,300円</u>
<u>C</u>	<u>所得割課税額課税世帯（被保護者又は養育里親等が支給認定保護者である世帯を除く。）</u>	<u>8,400円</u>	<u>7,300円</u>

備考

- 1 所得割課税額非課税世帯とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項及び次項において同じ。）を課されない者（同項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者

で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

2 所得割課税額とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項2号に掲げる所得割の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいう。

3 所得割課税額を算定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者である場合 これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

(2) 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者である場合 同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除して、市町村民税所得割課税額を算定するものとする。

4 B階層に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。

(1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129

- 号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者
- 5 C階層に該当する世帯のうち、所得割課税額が77,101円未満で前項各号のいずれかに該当する者が属する世帯の利用者負担額の月額は、この表の規定にかかわらず、3,000円とする。
- 6 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年から第3学年までに在籍している児童(「以下「3年生までの児童」という。)又は幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター若しくは児童発達支援事業所(児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う事業所をいう。)(以下「対象入所施設」という。)に入所若しくは通所している満3歳以上の幼児が同一世帯に2人以上いる世帯(次項に定める世帯に該当する世帯を除く。)における次の各号に掲げる者に係る保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 3年生までの児童又は対象入所施設に入所若しくは通所している満3歳以上の幼児のうち、年長者（該当する者が2人以上の場合は、そのうち1人とする。次号において同じ。） この表に定める額

(2) 3年生までの児童又は対象入所施設に入所若しくは通所している満3歳以上の幼児で前号に該当する者以外の者のうち、年長者 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額

(3) 3年生までの児童又は対象入所施設に入所若しくは通所している満3歳以上の幼児で前2号に該当する者以外の者 0円

7 特定被監護者等（令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯のうち、所得割課税額が77,100円以下の世帯における次の各号に掲げる特定被監護者等に係る利用者負担額の月額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち、年長者（該当する特定被監護者等が2人以上の場合は、そのうち1人とする。次号において同じ。） この表に定める額

(2) 特定被監護者等で前号に該当する特定被監護者等以外の特定被監護者等のうち、年長者 この表に定める額に2分の1を乗じて得た額（第4項各号のいずれかに該当する者が属する世帯又はB階層に該当する世帯にあっては0円）

(3) 特定被監護者等で前2号に該当する特定被監護者等以外の特定被監護者等 0円

8 令第24条第1項に規定する施設型給付費等負担対象額の特例に該当する場合における保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、委員会が別に定める額とする。

教委報告第2号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について

大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和46年教委規則第5号）第3条第2項の規定により、令和元年9月27日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和元年10月18日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が令和元年10月1日から施行され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、大東市議会9月定例会に提案した大東市立幼稚園条例の一部改正に係る条例の公布後、早急に所要の改正を行う必要があったため。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正
する規則

令和元年9月27日
教委規則第4号

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成26年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関する事

を

市立幼稚園の入園金及び保育料に関する事

」

「

市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関する事

に改める。

」

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

新		旧	
本則 (略)		本則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
補助執行に係る事務	補助執行させる職員	補助執行に係る事務	補助執行させる職員
児童生徒に係る転入学申請の受付及び転入学通知の作成交付に関する事	市民生活部に属する職員	児童生徒に係る転入学申請の受付及び転入学通知の作成交付に関する事	市民生活部に属する職員
<u>市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関する事</u>	福祉・子ども部に属する職員	<u>市立幼稚園の幼児の定員及び入退園に関する事</u>	福祉・子ども部に属する職員
		<u>市立幼稚園の入園金及び保育料に関する事</u>	
市立幼稚園の園児の検診及び予防に関する事		市立幼稚園の園児の検診及び予防に関する事	
市立幼稚園の園児の災害共済給付に関する事		市立幼稚園の園児の災害共済給付に関する事	
市立幼稚園医、市立幼稚園歯科医及び市立幼稚園薬剤師に関する事		市立幼稚園医、市立幼稚園歯科医及び市立幼稚園薬剤師に関する事	
学校保健会との連絡調整に関する事(他課分掌のものを除く。)		学校保健会との連絡調整に関する事(他課分掌のものを除く。)	
市立幼稚園の施設に関する事		市立幼稚園の施設に関する事	
認定こども園に関する事		認定こども園に関する事	

教委議案第 34 号

大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和元年 10 月 18 日提出

大東市教育委員会

教育長 亀 岡 治 義

理 由

学校管理課の所管に属する業務の事務効率化のために公印を作成することに
伴い、所要の改正を行うため。

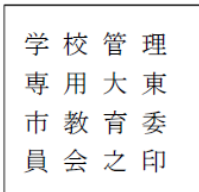
大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

令和元年10月23日

教委規則第5号

大東市教育委員会公印規則（平成9年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の5の項を次のように改める。

5	教育委員会 之印（学校 管理専用）	方21 ミリメ ートル	てん書		学校管理課の所 管に属する事務 に関する文書	学校管理課長
---	-------------------------	-------------------	-----	---	------------------------------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市教育委員会公印規則新旧対照表

新							旧							
第1条～第17条 (略)							第1条～第17条 (略)							
別表 (第3条関係)							別表 (第3条関係)							
1～4 略							1～4 略							
5	教育委員会 之印 (学校 管理専用)	方 2 1 ミ リ メ ニ ト ル	て ん 書	学校管理 専用大東 市教育委 員会之印	学校管 理課の 所管に 属する 事務に 関する 文書	学 校 管 理 課 長	5	削除						
6～16 略							6～16 略							

8. 一般業務報告

1. 令和元年大東市議会 9 月定例会月議会 一般質問要旨について
2. 大東市立北条青少年教育センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、10月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしく申し上げます。

澤田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委報告第1号および、日程第3 教委報告第2号につきまして、関連するものでありますことから、所管課であります福祉・子ども部子ども室より一括での報告となります。

それでは、日程第2 教委報告第1号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」および、日程第3 教委報告第2号「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」の報告をお願いします。

杉谷課長

それでは、日程第2 教委報告第1号「大東市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」および、日程第3 教委報告第2号「大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則に係る専決処分について」をまとめてご報告させていただきます。

これらの規則の改正は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律および大東市立幼稚園条例の一部改正に係る条例が令和元年10月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

大東市立幼稚園条例施行規則の改正内容につきましては、2点ございます。

1点目は、子ども・子育て支援法の改正により、同法の規定を引用する条文中の文言を改正したことでございます。

2点目は、幼児教育・保育の無償化に伴う大東市立幼稚園条例の改正により、同条例において大東市立幼稚園の保育料を0円と規定したことに伴い、本規則で規定していた保育料に関する規定を削除したことでございます。

続きまして、大東市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正内容につきましては、幼児教育・保育の無償化により、大東市立幼稚園の入園金および保育料が0円となったことに伴い、市長の補助機関である職員に補助執行させる事務から、入園金および保育料に関する事務を削除したことでございます。

このたびの規則の改正につきましては、大東市議会9月定例会に提案した大東市立幼稚園条例の一部改正に係る条例の公布後、幼児教育・保育の無償化が実施される令和元年10月1日までの間に、早急に所要の改正を行

う必要があったため、大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により、専決処分をさせていただいたものです。

以上、よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

幼児教育・保育の無償化が10月から始まりましたが、無償化といえども給食費等は有償のままという声もあります。今後は、給食等も無償化する自治体も出てくるかと思いますが、大東市はそういったあたりの議論がありますか。

杉谷課長

大東市にとってこういった施策が子育てに良いのかということを十分議論したうえでと考えております。給食費等の無償化については、負担であるという声も頂戴しておりますけれども、そういったなかで、財源の担保ということも必要になりますので、そこを十分担保することができるのかということも判断したうえで、考えていきたいと思っております。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第34号「大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をお願いします。

清水課長

日程第4 教委議案第34号「大東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」のご説明をいたします。

この規則は、大東市教育委員会の公印の種類ならびに作製、管守および使用について定めたものでございます。

今回の改正内容につきまして、配布させていただいております、新旧対照表をご覧ください。別表（第3条関係）に専用公印として「教育委員会之印（学校管理専用）」を新たに追加しております。

これは、主に学校施設の貸出や給食の発注文書等の、学校管理課の所管に属する事務に関する文書に公印を使用することを目的に、作製するものでございます。これまでは、教育政策室長が管守しております、教育委員会之印を使用しておりましたが、学校管理課専用公印を作製することにより、業務の効率化や市民サービスの向上が図れるものと考えております。

以上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

学校管理課専用公印を作製することにより、業務の効率化や市民サービスの向上が図れるとのことですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

清水課長

現在、教育委員会之印は1つのみで、教育政策室総務グループにございます。1つの印を学校管理課や生涯学習課も使用しているのですが、学校管理課で1番多いのは体育館の利用申請でして、多いときでは1日あたり20件

～30件ございます。申請に来られた際には、その場ですぐに決裁をとり、教育政策室で押印するため5分程度お待ちいただいておりますが、この印が生涯学習課にあたりするとさらにお待ちいただくこともあることから、専用公印を作製し、学校管理課で管理できれば、申請に来られた方のお待ちいただく時間を削減できたり、職員の手間も省けるという観点でございます。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第5 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①令和元年大東市議会9月定例会議会 一般質問要旨について

⇒9月定例会議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、13議員から20項目。

②大東市立北条青少年教育センター運営委員会要綱の一部を改正する要綱について

⇒大東市立北条青少年教育センター運営委員会の運営に係る円滑化を図るため、委員会の構成人数等を改正した旨を報告。

・・

亀岡教育長

以上で本日の案件は終了いたします。

他に委員の皆様から何かございますか。

水野委員

3点ございます。

まず1点目が、天気が心配されたなか、9月29日に中学校の体育大会が執り行われました。私は、午前中に谷川中学校、午後から南郷中学校を見に行かせていただき、先生方や子どもたちがすごく頑張ってるなと感じました。当日、事故等はどうか。

渡邊課長

当日は暑さがありましたが、大きな熱中症等の心配もなく、開会式で少し気分が悪くなった生徒はありましたが、怪我や骨折等の大きな事故はございませんでした。

平岡課長

体育大会の当日の夜ですが、最近の中学生の皆さんは体育大会後の打ち上げが恒例化しているようで、打ち上げが終わった後、事件や事故に巻き込まれないようにという青少年指導員の皆様からのお気持ちから、一斉巡視を実施していただきました。私自身も指導員の皆様と9時に灰塚公園に集合しましたが、打ち上げ後の解散が名残惜しかったのか、9時時点で子どもたちが公園に集まってきてましたので、指導員の皆様が子どもたちに対して、「今日は1日ご苦労様。集まりたい気持ちは分かるけど、あんまり遅くなると危ないから早く帰りや。」と声を掛けられていました。その後に区域の巡視を

行い、30分後に戻ってみると、まだ子どもたちが数名おりましたので、もう一度「早く帰りや」と指導していただきました。なお、特段、他の地域の指導員の皆様からは事件や事故の報告はございませんでした。

水野委員

青少年指導員の皆様がこういった活動をしていただいているということを知りませんでしたので、是非労いの言葉をよろしくお願いたします。

2点目ですが、清水課長からございました公印の件もそうですが、まさに効率化であったり、市民サービスの向上につながるのですが、先日、私から藤原課長に対して、ホームページに載せている教育委員会定例会の会議録が、新しいものが一番下で、古いものが一番上に表示されており、新しいものを見ようとすればかなりスクロールしないといけないので不便ではないですかとご相談させていただきましたら、早速ご対応いただきまして、すごく見やすくなったと感じました。公印の件もそうですが、こういうものなんだと思うのではなく、どうすれば効率化できるのかということを考えるべきであると、今回すごく感じました。是非職員の皆さんも、長く働ければ働くほどこういうものなんだと思いがちですが、改革心を持って、便利になる方法を常に検討していただきたいと思います。会議録については、福川さんがしていただいたみたいですね。ありがとうございます。

藤原課長

水野委員おっしゃいますとおり、ご指摘いただくまでは我々もなかなか気付かなかったところでございます。正直申し上げまして、市のホームページではシステム上どうしてもこのような状況になってしまうのですが、我々でできることにつきましては、おっしゃっていただいたとおり、市民の皆様に分かりやすく見やすくできるよう努めてまいりたいと考えております。

水野委員

3点目ですが、現在マスコミでも頻繁に取り上げられていますが、神戸市の教員のいじめに関しまして、まだまだ情報が一部しか出ていない状況で、こうだと言いつ切るのは難しい段階ではあると考えますが、もし大東市であるの案件が発生してしましたら、どのように対応していくのかというシミュレーションをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

岡本指導監

ご指摘いただきました神戸市の教員のいじめ、パワーハラという言葉も使われておりますし、被害届も出ていることから刑事事件という扱いになるかと考えますが、それを受けまして、昨日の主任教頭会におきまして、例年4月の合同会で確認しております、本市のパワーハラスメント防止のためのガイドラインを改めて確認・啓発いたしました。一旦このような事案が起きますと、子どもたちの安心・安全な学校生活に大きな影響を及ぼすことでもありますので、神戸市のようなことはございませんけれども、単に他市の事案で終わらせずに、そのような芽が無いのかということを含めまして、教員がより働きやすい環境づくりに向けて、教員の言動であったり、きめ細やかな心配りやコミュニケーションを改めて指示いたしました。また、相談窓口の周知も指示いたしました。府教庁の方からはこの件を受けまして、まだ未確定ではございますが、何らかのかたちで学校や教員への調査といたしますか、アンケートということも考えているという情報を得ております。これらのことも併せまして、市教委といたしましては、各学校の現状の確認や把握を早急

にしていきたいと考えております。まず防止策が重要であると考えますが、万が一このようなことがございましたら、第三者委員会を起ち上げ、全てを詳細に検証しながら、そして改善点を発信しながら、というような方策を執るべき大きな事案であると考えております。

水野委員

指導監がおっしゃるとおり、本来あってはならないことですので、大東市においても当然に無いことが前提と考えた時に、予防であれば、今は何とでも手は打てると思いますので、是非、効果的な予防策をお願いしたいと思います。

亀岡教育長

以上をもちまして、10月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和元年11月22日

亀岡教育長

齊藤委員